TE.

(感染を防止するための報告又は協力)

第五十条の二 (略)

2 都道府県知事は、新感染症 (病状の程度を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。) のまん延を防止するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該新感染症の所見のある者に対し、当該新感染症を公衆にまん延させるおそれがないことが確認されるまでの間、当該者の体温その他の健康状態について報告を求め、又は宿泊施設(当該新感染症のまん延を防止するため適当なものとして厚生労働省令で定める基準を満たすものに限る。) 若しくは当該者の居宅若しくはこれに相当する場所から外出しないことその他の当該新感染症の感染の防止に必要な協力を求めることができる。

3 • 4 (略)

備考 (略)は本正誤においての省略を表す。

誤

【42 頁】

(感染を防止するための報告又は協力)

第五十条の二 (略)

2 都道府県知事は、新感染症 (病状の程度を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。) のまん延を防止するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該新感染症の所見がある者に対し、当該新感染症を公衆にまん延させるおそれがないことが確認されるまでの間、当該者の体温その他の健康状態について報告を求め、又は宿泊施設(当該新感染症のまん延を防止するため適当なものとして厚生労働省令で定める基準を満たすものに限る。) 若しくは当該者の居宅若しくはこれに相当する場所から外出しないことその他の当該新感染症の感染の防止に必要な協力を求めることができる。

3 • 4 (略)